

重点的な取組、共通的な取組

		令和5年度の調達改善計画						令和5年度年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的				
○		競争性向上のための改善方策の推進(一者応札・応募の改善のための取組)	<p>【新規参入者等の発掘】</p> <p>① 新規参入者等が応札・応募しやすい環境を整えることを目的として、特に総合評価落札方式において、明確に資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、技術審査の評価基準(評価項目)の必須項目(基礎点の配点対象)に原則として実績要件を設定しないこととする。</p> <p>② 実績要件を設定する場合においても、過度な要件とならないよう会計監査組織が調達担当部署に対し指導及び必要最小限のものとなるよう徹底を図るとともに、実績要件に係る類似事業の対象分野等を例示し、その範囲を明確にすることに努める。</p>	過度な資格要件や実績要件は競争性を阻害するのみならず、新規参入者を排除することにもなり得るため。	A	R5	明確に必要性が説明できる場合を除き、実績要件を設定しないことを徹底する。	令和6年3月まで	A	R5	①② 「委託事業の調達標準処理マニュアル」に、資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、原則として実績要件を設定しないこと、実績要件を設定する場合においても必要最小限のものとするを明記するとともに、会計監査組織が入札公告前の事前監査において実績要件を必須項目に設定していないことをチェックする体制を整えた。	A	—	①② 新規参入者等が応札・応募しやすい環境を整えることで、競争性の向上を図った。また、会計監査組織が入札公告前に過度な要件を設定していないことをチェックする体制を整えることで、実行性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。	
			<p>【調達予定情報等の発信強化】</p> <p>① 企業等の応札・応募に向けた準備期間に資することを目的として、調達案件名や調達予定時期等を網羅した調達予定情報を文部科学省の調達に関するポータルサイト「調達総合案内」に掲載・公表する。なお、これまで上半期、下半期の年2回としてきた発信回数を令和5年度からは年4回以上に増加させることで、その発信強化を図る。</p> <p>② 公告・公募情報のメール配信サービス(メールマガジン)についても、競争契約(最低価格落札方式及び総合評価落札方式)を対象に、費用対効果を検証した上で最も効果的かつ効果的な方法により令和5年度中を目途に導入することとし、もって企業等の応札・応募意欲の喚起を図る。</p>	技術提案書の作成や業務遂行に必要な人員の確保等に十分な準備期間が確保できなかったことを理由に、企業等が応札・応募を見送り一者応札となった事例を確認しており、調達予定情報の発信強化により企業等の応札・応募意欲の喚起を図る必要があるため。	A	R5	調達予定情報の発信回数を年2回から年4回以上に増加させることで、その発信強化を図る。	令和6年3月まで	① 令和5年度の調達予定情報については年4回ホームページに公表した。また令和6年度上半期の調達予定情報を3月にホームページに公表した。	A	R5	① 令和5年度は年4回、計418件の調達予定情報を事前に公表し、企業等の応札・応募に向けた準備期間を確保することで、競争性の向上を図った。また令和6年度上半期の調達予定情報を3月に115件、ホームページに公表した。	A	—	② メールマガジンに対して企業等から200件の登録(令和6年4月時点)があった。	随時	-	引き続き実施する。
			<p>【調達時期の管理強化】</p> <p>① 事業期間や納期までの期間を十分に確保することを目的として、総合評価落札方式及び企画競争方式による調達案件を対象に、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、例外的に事業を開始するものについては会計監査組織がその必要性及び理由等を公告・公募前にチェックする仕組みを導入する。</p> <p>② 調達担当部署に対し計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒しを促し、事業期間や納期までの期間を十分に確保するよう周知徹底を図る。</p>	年度後半の公告・公募であったために、既に受注した業務との兼ね合いから必要な人員を確保できないことや、納期までの期間が短いことなどを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、企業等が応札・応募しやすい環境を整える必要があるため。	A	R5	計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒しに取り組む。	令和6年3月まで	①② 「委託事業の調達標準処理マニュアル」に、第4四半期の事業開始を原則として禁止することを明記するとともに、8月下旬に会計監査組織より改めて省内の調達担当部署に対し注意喚起のメールを配信し、周知徹底を図った。	A	—	①② 調達担当部署に対し、計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒し、十分な事業期間や納期を確保することなど、競争性の確保・向上に資する取組の重要性について理解促進を図った。	随時	-	-	引き続き実施する。		
			<p>【仕様書の記載内容の明確化】</p> <p>① 企業等の業務内容の理解促進を図ることを目的として、一者応札・応募となった調達案件を対象としたアンケートにおいて、新たに供給者側の視点から仕様書の見直しに関する意見を聴取することにより一者応札の改善に活用する。</p> <p>② 過去の同一又は類似事業に係る成果物や業務履行に役立つ参考資料等、事前の情報提供の充実にも努める。</p>	これまでもアンケートは実施していたが、仕様についてはこれまで発注者側の視点からの見直しに終始しており、供給者側の視点からの見直しが不十分であったと考えられるため。	B	R5	企業等へアンケートを積極的に求めることと、アンケートの回収率向上に努める。	令和6年3月まで	① 一者応札・応募となった事業を対象に、調達担当部署が、入札説明会に参加したものの応札に到らなかった者・前年度応札があったが、今回の応札を見送った者・その他応札・応募が見込まれる者などに対し、アンケート調査又はヒアリングを実施した。	A	R5	① アンケート調査については190件(令和4年度第4四半期～令和5年度第3四半期)の回答を徴取することができた。今後、仕様書の見直しに関する意見を反映することにより、一者応札の改善に活用することとしている。	随時	-	② 企業等に対し参考情報を十分に提供すること、事業に対する理解促進を図った。	随時	-	引き続き実施する。
			<p>【全競争入札等案件へのチェックリストの活用】</p> <p>① 調達改善の取組の実行性を担保することを目的として、競争入札及び一者を選択することを予定している企画競争を実施する全ての案件について、調達手続を開始する際には「競争性の確保・向上のためのチェックリスト」を活用し、一者応札・応募の改善の取組を推進する。</p> <p>② 公告・公募前に会計監査組織が当該チェックリストに基づく改善の取組内容を重点的に確認することで実効性を担保する。</p>	これまでは一者応札・応募となった調達案件のうち翌年度以降に同一又は類似の調達を実施する場合に限定してチェックリストを活用してきたが、当該案件に限定しても大幅な改善は期待できないため。	A+	R5	全ての競争入札等案件を対象に当該チェックリストを作成させ、公告・公募前に会計監査組織が重点的に確認することにより、実行性を担保する。	令和6年3月まで	① 「委託事業の調達標準処理マニュアル」にチェックリストの取組内容ごとの解説を新たに掲載し、調達担当部署が一者応札・応募の改善に向けて具体的に取るべき行動を明示した。	A	—	①② 調達担当部署が競争性の向上のために取るべき行動について理解促進が図られるとともに、会計監査組織が入札公告前に改善の取組状況をチェックすることで、実行性を確保した。	随時	-	-	引き続き実施する。		
○		スタートアップを始めとした新規事業者からの調達拡大	<p>① 調達の質に与える影響に留意しながら、スタートアップを含めた新規事業者の入札参加機会の拡大を推奨するなどの方策を講じる。</p> <p>② J-Startup企業については全ての物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る。)及び役務の提供等の入札への参加を可能とする。</p>	スタートアップ育成5か年計画<新しい資本主義実現会議決定(令和4年11月28日)>において、スタートアップに対する公共調達の拡大等を推進することがうたわれているため。	A+	R5	スタートアップを始めとする新規事業者の入札機会を拡大する。	令和6年3月まで	A+	R5	①② スタートアップを含む技術力のある中小企業者等については、競争参加資格の等級にかかわらず(D等級であっても)上位等級の入札に参加できる措置を原則化するよう調達担当部署に周知を行った。また、会計監査組織が、入札公告前に当該措置が取られていることをチェックする体制を整えた。	A	—	①② スタートアップを含む技術力のある中小企業者等の入札参加機会を拡大した。また、会計監査組織が入札公告前に左記措置が取られていることをチェックすることで、実行性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。	

令和5年度の調達改善計画								令和5年度年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載) 目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント			
												定量的	定性的						
○		随意契約事前確認公募の活用及び価格交渉の推進	<p>① 複数年度に亘り同一の事業者により一者応札・応募となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備等を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認する。</p> <p>② 価格交渉実施要領に基づき、「随意契約事前確認公募」で実施した調達案件を中心に、契約予定者の作成した積算内訳書に積算を見直せる余地が無いことを確認する取組等(価格交渉)によって、調達案件に適切な仕様及び価格となるよう、調達コスト削減に努める。</p>	複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達のうち、特殊な技術や設備等が不可欠な調達については随意契約へ移行し、契約予定者の提示する価格に見直せる余地がないを確認することは、調達手続の透明性の確保のみならず、経済性の向上に効果的であると考えられるため。	A+	H27	随意契約事前確認公募を実施した案件について、ホームページでの恒常的な公表を行う。価格交渉の余地があると考えられるものについて価格交渉を実施し、事例について省内内部部局及び外局等に情報共有に努める。	令和6年3月まで	A+	H27	①② これまでに契約監視委員会から随意契約事前確認公募への移行を認められた案件については、引き続き同公募を実施し、価格交渉を実施することで経済性を確保した。	A	①② 随意契約事前確認公募を行った22件について価格交渉を実施した結果、契約予定者が当初提示した価格から約1,800万円(0.8%)の削減効果があった。	② 価格交渉による経済性の確保に加えて、形式的な入札を取りやめることにより、事務コストの削減も含めたトータルコストの低減につながった。	随時	-	引き続き実施する。		
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>① 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行う。特に、前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に検証対象とし、一者応札・応募に係るアンケート調査又はヒアリングの結果を踏まえ、一者応札・応募の改善の取組を検証する。</p> <p>② 契約監視委員会等による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度と同委員会に報告する。あわせて、成果を得られた取組は省内で共有し、次回以降の調達に活用する。</p> <p>③ 会計監査組織が競争性の確保・向上が図られていることについても重点監査項目とし、チェックリストを活用するなど、調達改善の取組の実効性を担保する。</p>		A	-	本取組により一者応札・応募の改善に努める。	令和6年3月まで	A	-	①② 契約監視委員会で指導助言を得られた内容やそれを踏まえた調達担当部署の今後の対応について次回の同委員会に報告するとともに、その後の取組状況及び改善結果について1年後の同委員会でもフォローアップを行った。又、同委員会の議事概要や一者応札から複数者応札に改善した事例についてホームページ上で公表するとともに、省内に共有した。	A	② 昨年度に個別審査した一者応札・応募案件17件のうち、6件については複数者応札・応募に改善した。	① 契約監視委員会を6月、9月、12月、3月の4回開催し、随意契約や一者応札・応募となった案件を中心に32件を抽出して個別審査を実施し、随意契約理由の妥当性や競争性確保の取組状況等について外部有識者による専門的な見知からの事後検証を行い、専門的かつ客観的な指導・助言が得られた。	② 当省の調達に関するポータルサイトである「調達総合案内」に一者応札の改善事例等の有益情報を掲載することで、調達担当部署の調達改善に関する理解促進を図った。	③ 会計監査組織が「競争性の確保・向上のチェックリスト」に基づく取組が実施されていることをチェックすることで、実行性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。
○		調達事務のデジタル化の推進	<p>① 入札説明会のオンラインによる実施や電子メールによる見積書や請書等の徴収に努めるとともに、電子調達システムによる電子入札・電子契約を推奨する旨を事業者に周知する。また、環境が整った部局から可能な限り電子調達システムを活用した入札を行うこととし、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。</p> <p>② 総合評価落札方式又は企画競争方式による調達案件については、可能な限り入札説明会をオンライン形式で開催することとし、入札説明会を省略する場合には、電子メールなどによる質疑応答の機会を確保することとする。</p>		A	R4	電子調達システムによる電子入札や入札説明会のオンライン化などにより、トータルコストの削減に努める。あわせて、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。(参考:令和4年1月1日～12月31日の電子応札率65.0%、電子契約率34.2%)	令和6年3月まで	A	R4	① 省内における電子調達システムの利用拡大に当たり、システム担当と協議したところ、セキュリティ面における技術的課題があり、早期導入は困難との見解が示されたが、引き続き利用拡大に向けた検証を行っていくとの回答を得た。	② 会計監査組織が公告・公募等の前に入札説明会の開催等をチェックする体制を整えた。	A	① 令和5年度における電子応札率は、昨年度における率を上回った。(令和5年度:約70%、令和4年度:約69%)。(※本応札率は、システムによってデジタル庁が抽出したものである。)	② 会計監査組織が入札公告・公募前に入札説明会の開催等をチェックすることで、実行性を確保した。	随時	-	引き続き実施する。	

## その他の取組

調達改善計画		令和5年度年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
競争性のない随意契約を行う案件の検証 ・競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。 検証は、内部監査組織において事前検証を行うとともに、契約監視委員会等において事後検証を行う。	継続	—	競争性のない随意契約を行う調達案件については、会計監査組織がその理由等の事前検証を行うことで、契約の必要性や適切性を担保した。
競争性のない随意契約の公表 ・上記個別案件毎のリスト(随意契約によることとした理由等を含む)を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。	継続	—	四半期毎に随意契約によることとした理由等を公表することで、契約の必要性や透明性を担保した。
総合評価落札方式・企画競争 ・企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル」等に基づき適正な審査を実施するとともに、契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行う。	継続	—	企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、会計監査組織において「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル」等に基づき適正な審査を実施するとともに、契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行った。
調達の公正性、透明性等の確保に向けた仕組み ・総合評価落札方式及び企画競争を実施するに当たり、審査委員の選定について、①5名以上選定すること、②全員外部の有識者であること、③文部科学省からの出向者及び元文部科学省の職員は選定しないことを原則とする。	継続	—	総合評価落札方式及び企画競争を実施するに当たっては、審査委員の選定について、①5名以上選定すること／②全員外部の有識者であること／③文部科学省からの出向者及び元文部科学省の職員は選定しないことを原則とし、調達の公正性及び透明性を担保した。
調達情報の提供・公表 ・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。 ・教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表する。	継続	—	契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表することで、契約に係る透明性を担保した。 また、教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、契約の相手方に応じた調達情報の提供に努めた。



具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
<p>公益法人に対する支出・点検に関する見直し結果の公表 一者応札となった案件のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表する。</p>	継続	-	一者応札となった案件のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当部局及び行政事業レビュー推進チームによる点検・見直しの結果を取りまとめて公表し、契約の透明性を担保した。
<p>インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施 ・規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。 ・一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。(※文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード決済導入の余地がない) ・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。</p>	継続	-	水道料金・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用し、支払事務の効率化を図った。
<p>会計事務手続の効率化 ・アウトソーシング等による業務の見直しなどにより、会計事務手続の効率化を図る。</p>	継続	-	補助金・委託費等の支払いに関する事務手続きのアウトソーシング、庁内で使用する物品請求の取りまとめに係るアウトソーシング、委託事業で取得した物品の事務手続きに係るアウトソーシング、国家公務員宿舎の宿舎料給与控除・入退去事務・国有財産使用許可申請等に係るアウトソーシングなどを継続することで、一連の事務手続の迅速化、職員の業務負担の軽減及び業務の効率化が図られた。
<p>PMO (Portfolio Management Office) の助言の活用 ・情報システムの調達に当たっては、仕様等についてPMO等の助言等の活用に努める。</p>	継続	-	省内の情報システムの調達に当たっては、当室及びデジタル統括アドバイザー等が確認・助言することとしており、事前相談や仕様書のチェックを実施することで、調達の適正化・効率化を図った。
<p>省内の有益情報の共有 ・決算データ等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。</p>	継続	-	月毎の決算データについて、本省内部部局に毎月、情報提供を行った。また、未執行額等についても10月以降に情提供を行った。

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【上智大学教授 楠 茂樹】 意見聴取日【令和6年6月25日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
競争性向上のための改善方策の推進	目標の達成に向けて各種の取組が行われていることは認められるが、一者応札が高止まりしている状況が継続している。一者応札の改善に向けて本取組を継続的に実施していくことが望まれる。	一者応札の改善については令和6年度から新たな目標を設定し、令和4年度の一者応札比率49.6%から10%以上低減し、令和16年3月までに39.6%以下とすることを目標としたところである。従前からの取組が効果的に行われるよう、会計監査組織と連携しながら取組を進めることとしたい。
調達改善に向けて審査・管理の充実	複数者応募の案件であっても、採択予定者数と同数かそれ以下の応募者数であった場合は競争性が働いていない調達であると考えがどのような状況か。	改善された複数者応募の事業については採択予定数以上の応募があったものの。なお、令和6年度から企画競争方式の調達案件についてはシステム改修を行い、採択予定件数を集計分析出来るようにしたところである。